

1. 会合名	非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ（第 28 回）
2. 日 時	令和 6 年 3 月 27 日（水）10:00～11:30
3. 議 案	1. J-Ships における仲介業者等の規定の制定等（第 27 回積み残し検討事項） 2. 第 27 回 WG 意見照会（資産運用 TF 関連）結果及び今後の検討の方向性等について （1）株式投資型 CF （2）特定投資家制度を紹介する際の情報提供範囲 （3）少額募集の届出簡素化
4. 主な内容	1. J-Ships における仲介業者等の規定の制定等（第 27 回積み残し検討事項） 事務局より、J-Ships における仲介業者等の規定の制定等（第 27 回積み残し検討事項）について説明が行われた後、大要以下のとおり、自由討議が行われた。 【コメント・質疑応答要旨】 ➤ 本項目に関して、規定を追加することには特段違和感等ない。一方で金融商品仲介業者等における特定投資家の管理について規定が必要ではないか。おそらく委託元の証券会社の規程に従った管理方法となると思うが、この点について整理が必要ではないかと気になった。 →金融商品仲介業者はご指摘のとおりと考えるが、登録金融機関仲介業務では、登録金融機関自身が特定投資家の移行を承諾できるため、そのことも踏まえて検討していきたい。 ➤ 実際、金融商品仲介業者等へ投資勧誘を委託する場合は、各社の社内規程等、取扱規定に沿った対応がされるかと思うが、J-Ships 規則に必要な規定を加えることには特段違和感等無い。 ➤ 前出の意見にもあったが、委託元証券会社と委託先の金融商品仲介業者等で特定投資家の管理についての取扱いを合わせる必要が出てくる。また、取扱協会員の委託によって金融商品仲介業者が J-Ships を取り扱う場合における指導監督等の規程については、どのように指導や監督の実効性を担保できるかが論点となるかと思う。最後に、規定というより実務の課題だと思うが J-Ships は私募や私売出しであるため、発行体とも情報の取扱い等、契約上の管理等を丁寧に確認する必要があると思う。 →「店頭有価証券に関する規則」等、他規則にも仲介業者等への指導及び監督に関する規定があるため、それらとの平仄を合わせながら検討を行っていきたいと思う。 2. 第 27 回 WG 意見照会（資産運用 TF 関連）結果及び今後の検討の方向性等について 事務局より、第 27 回 WG 意見照会（資産運用 TF 関連）結果及び今後の検討の方向性等について説明し、自由討議が行われた。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-6665-6770）